　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第１　職務の級への切替表（附則第3項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給　　　　　料　　　　　表 | 旧 等 級 | 職務の級 |
| 行　政　職　給　料　表　　（一） | ６ 等 級 | １　級 |
| ５ 等 級 | ２　級 |
| ４ 等 級 | ３　級 |
| ３ 等 級 | ４　級 |
| ５　級 |
| ２ 等 級 | ６　級 |
| ７　級 |
| １ 等 級 | ８　級 |
| 行　政　職　給　料　表　　（二） | ４ 等 級 | １　級 |
| ３ 等 級 |
| ２ 等 級 | ２　級 |
| １ 等 級 | ３　級 |
| ４　級 |

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第２　行政職給料表（二）の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

　イ　行政職給料表（一）の適用を受ける職員

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 旧号俸 | 新　　　　　　　号　　　　　　　俸 | | | | | | | |
| 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 |
| 1 |  | 1 | 1 |  |  |  |  |  |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 |
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 5 | 7 | 5 | 7 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 6 | 8 | 6 | 8 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 7 | 9 | 7 | 9 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 8 | 10 | 8 | 10 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 9 | 11 | 9 | 11 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 10 | 12 | 10 | 12 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 12 | 14 | 12 | 14 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 13 | 15 | 13 | 15 |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 14 | 16 | 14 | 16 |
| 18 |  | 18 | 18 | 17 | 15 | 17 | 15 | 17 |
| 19 |  | 19 | 19 | 18 | 16 | 18 | 16 | 18 |
| 20 |  |  | 20 | 19 | 16 | 19 | 17 | 19 |
| 21 |  |  | 21 | 20 | 17 | 20 | 18 |  |
| 22 |  |  | 22 | 21 | 17 | 21 | 18 |  |
| 23 |  |  | 23 | 22 | 18 | 22 | 19 |  |
| 24 |  |  | 24 | 23 | 19 |  |  |  |
| 25 |  |  |  | 24 | 19 |  |  |  |
| 26 |  |  |  | 25 | 20 |  |  |  |

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　ロ　行政職給料表（二）の適用を受ける職員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 旧　　号　　俸 | 新　　　　　号　　　　　俸 | | |
| 2　　級 | 3　　級 | 4　　級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 2 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | 3 | 1 |
| 4 | 4 | 4 | 1 |
| 5 | 5 | 5 | 2 |
| 6 | 6 | 6 | 3 |
| 7 | 7 | 7 | 4 |
| 8 | 8 | 8 | 5 |
| 9 | 9 | 9 | 6 |
| 10 | 10 | 10 | 7 |
| 11 | 11 | 11 | 8 |
| 12 | 12 | 12 | 9 |
| 13 | 13 | 13 | 10 |
| 14 | 14 | 14 | 11 |
| 15 | 15 | 15 | 12 |
| 16 | 16 | 16 | 13 |
| 17 | 17 | 17 | 14 |
| 18 | 18 | 18 | 15 |
| 19 | 19 | 19 | 16 |
| 20 | 20 | 20 | 17 |
| 21 | 21 | 21 | 18 |
| 22 | 22 | 22 | 19 |
| 23 | 23 | 23 | 20 |
| 24 | 24 | 24 | 20 |
| 25 | 25 | 25 | 21 |
| 26 |  | 26 | 22 |
| 27 |  | 27 | 22 |
| 28 |  | 28 | 23 |

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

附則別表第３　行政職給料表（二）の1級となる職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

行政職給料表（二）の1級となる職員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 旧　　　　　号　　　　　俸 | | 新　　号　　俸 |
| 4　等　級 | 3　等　級 |
| 1 |  | 1 |
| 2  3 |  | 2 |
| 3 |  | 3 |
| 4 |  | 4 |
| 5 | 1 | 5 |
| 6 | 2 | 6 |
| 7 | 3 | 7 |
| 8 | 4 | 8 |
| 9 | 5 | 9 |
| 10 | 6 | 10 |
| 11 | 7 | 11 |
| 12 | 8 | 12 |
| 13 | 9 | 13 |
| 14 | 10 | 14 |
| 15 | 11 | 15 |
| 16 | 12 | 16 |
| 17 | 13 | 17 |
| 18 | 14 | 18 |
| 19 |
| 20 | 15 | 19 |
| 21 |
| 22 | 16 | 20 |
| 23 | 17 | 21 |
| 24 |
| 25 | 18 | 22 |
| 26 | 19 | 23 |
| 27 |
| 28 | 20 | 24 |
| 29 | 21 | 25 |
|  | 22 | 26 |
|  | 23 | 27 |
|  | 24 | 28 |
|  | 25 | 29 |

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　　　附　則（昭和61年12月25日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（昭和62年12月26日条例第2号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

　（住居手当の経過措置）

２　昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の2の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例施行の際、改正前の条例第10条の2の規定によりこの条例の施行の日を含む引続いた期間の住居手当を支給されることとされていた職員のうち、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（昭和63年12月27日条例第1号）

　（施行期日等）

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

　　ただし、改正後の条例第9条第2項第2号及び第4号の規定は、昭和64年4月1日から施行する。

　（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を運用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成元年12月22日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成2年12月26日条例第2号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成3年12月24日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（見出しを付する部分を除く。）の改正規定、第9条第4項を削る改正規定並びに第15条の2の次に1条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成4年12月18日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

　（扶養手当に関する経過措置）

２　次の各号の１に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあっては平成4年4月1日（以下「切替日」という。）において、第3号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、（配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

1. 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第9条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
2. 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
3. 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
4. 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者
5. 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　　　切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

1. 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

３　前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第2項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれの」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第2項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第2項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第1項又は改正条例附則第2項」とする。

４　職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第10条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは「南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第3号）の施行の日から30日」とする。

1. 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
2. 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
3. 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

　（住居手当に関する経過措置）

５　切替期間において、改正前の条例第10条の2の規定により住居手当を支給され

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

ていた期間のうちに、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第10条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第10条の2の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第10条の2の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第10条の2の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

　（給与の内払）

６　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成5年12月8日条例第5号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成6年12月7日条例第1号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成7年3月31日条例第5号）

　この条例は、平成7年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成7年12月27日条例第6号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成8年12月19日条例第2号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成9年12月22日条例第3号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第5項及び第6項の改正規定、第16条第1項及び第3項の改正規定、第16条の2第1項、第2項、第4項及び第5項の改正規定、同条を第16条の4とする改正規定、第16条の次に2条を加える改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

２　この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による内払とみなす。

　　　附　則（平成10年12月18日条例第2号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成11年11月29日条例第2号）

　（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

　（最高号俸等の切替え等）

３　平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

　（給与の内払）

４　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の特例）

５　平成11年度に限り、改正後の条例第16条の規定の適用については、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とあるのは「100分の165」とする。

　　　附　則（平成12年11月28日条例第2号）

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

　（給与の内払）

２　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南空知公衆衛生組合職

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

　　　附　則（平成13年11月30日条例第2号）

　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、平成13年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成14年11月29日条例第3号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

　（最高号俸等の切替え等）

２　平成14年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

　（施行日前の異動者の号俸等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

　（職員が受けていた号俸等の基礎）

４　前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第8条第1項から第3項及び第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下、この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となると

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　きは、期末手当は支給しない。

1. 平成14年12月1日（期末手当について改正後の条例第8条第5項又は第16条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。）まで引き続いて在職した期間で、同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
2. 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

　（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

６　平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条第2項の規定の適用については、規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

　（規則への委任）

７　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則（平成15年11月28日条例第2号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

　（最高号俸の切替え等）

２　平成15年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

　（施行日前の異動者の号俸等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

　（職員が受けていた号俸等の基礎）

４　前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

　（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第8条第1項から第3項及び第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1. 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料月額を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
2. 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

　（規則への委任）

６　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則（平成17年11月30日条例第3号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成17年12月1日から施行する。

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　（最高号俸等の切替え等）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

　（施行日前の異動者の号俸等の調整）

３　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

　（職員が受けていた号俸等の基礎）

４　前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

　（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

５　平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第8条第1項から第5項又は第16条第2項及び第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

1. 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
2. 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

　（規則への委任）

６　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

　は、規則で定める。

　　　附　則（平成18年3月22日条例第2号）

　改正　平成21年11月30日条例第5号、平成22年11月29日条例第6号、平成23年11月28日条例第3号

　（施行期日）

１　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

　（特定の職務の級の切替え）

２　この条例の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

　（号俸の切替え）

３　切替日の前日において南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

　（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え）

４　切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸又は給料月額は、規則で定める。

　（切替日前の異動者の号俸の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

　（職員が受けていた号俸等の基礎）

６　附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

　（給料の切替えに伴う経過措置）

７　切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける

　　　　　　　　　　　第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

給料月額が同日において受けていた給料月額（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（平成21年条例第5号。この項において「平成21年改正条例」という。）の改正の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

８　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

９　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

１０　前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項及び第16条第4項（給与条例第16条の4第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の運用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号。以下、「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第16条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

１１　附則第7項の規定による給料の額については、平成24年4月1日以後、同項による額からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額とし、平成25年4月1日以後、同項の規定による給料は、支給しない。

　（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

１２　平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第５章　給与（南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第4条第4項 | 4号俸 | 3号俸 |
| 第4条第5項 | 4号俸 | 3号俸 |
| 2号俸 | 1号俸 |

　（規則への委任）

１３　附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　（南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

１４　南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

　（南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

１５　南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略